

経済産業省

平成23・08・23商第9号

電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

平成23年10月3日

経済産業大臣 枝野 幸男

電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下「法」という。）及び電気用品安全法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号。以下「施行規則」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の審査基準及び同法第12条第1項の処分基準は次のとおりとする。

なお、平成20・08・19商第3号「電気用品安全法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」は廃止する。

第1 申請に対する処分

1. 審査基準

(1) 例外承認

法第8条第1項第1号又は第27条第2項第1号の規定による電気用品の特定用途の例外承認（法第8条第1項ただし書により検査を必要とせず、また、法第27条第2項により表示を付さずに販売できる承認をいう。以下「例外承認」という。）の審査基準は、次のいずれかに該当し、かつ、例外承認に係る電気用品が確実に特定用途に供せられる場合（アからオまでのいずれかに該当する場合にあっては、当該例外承認に係る電気用品が、特定用途に供するために特殊な設計をすることが必要であると認められ、かつ、一定数量の範囲内である場合に限る。）とする。

ア 外国旅行者、外国人観光客のみやげ用モデル（ツーリスト・モデル）であって、外国の規格に適合しており、外国で使用されることを前提に国内で販売される場合

イ 特定の工作機械に若干の特殊な設計を施したモーターを使用する場合（特殊な保護装置を設ける場合）

ウ フロアダクトを天井つりとして施設するため、特殊な設計とする場合（防水装置を省略する場合）

エ スタジオ照明用制御盤のタンブラースイッチの使用に適した設計を施す場合（極間を

小さくし、3極式とする場合)

オ 特定の場所に使用するため、電線管を特殊な設計とする場合（厚さを特に薄くする場合)

カ 電気楽器、電子楽器、音響機器、写真焼付器、写真引伸機、写真引伸機用ランプハウス及び映写機（以下「電気楽器等」という。）のうち、当該電気楽器等が既に生産が終了しており、他の電気楽器等により代替することができず、かつ、希少価値が高いもの（電気用品安全法附則第6条並びに電気用品安全法施行令（以下「施行令」という。）附則第8項及び第9項により法第10条第1項の規定により付された表示とみなされる場合を除く。）を、その取扱いに慣れた者に対して国内で販売する場合

キ 法による規制対象以前に生産された電気スタンド、その他の白熱電灯器具、電灯付家具、コンセント付家具であって、主に装飾・観賞を目的とした古美術品としての希少価値を有して取引されるものに、法第8条第2項で定めるものと同様の検査を行い、その検査記録を作成し、安全性を確保した上で、国内で販売する場合（法第10条第1項の規定により表示が付された場合及び電気用品安全法附則第6条並びに施行令附則第8項及び第9項により法第10条第1項の規定により付された表示とみなされる表示が付された場合を除く。）

ク リチウムイオン蓄電池であって、平成20年11月19日以前に製造・輸入された機器の交換用のもの（単電池にあつては、JIS C 8712（2006）又は平成19年8月9日改訂までのUL1642（Fourth Edition）に、組電池にあつては、JIS C 8712（2006）、平成17年9月21日改訂までのUL2054（Second Edition）又はRecommendations on the TRANSPORT OF DANGEROUS GOODS, Manual of Tests and Criteria, Fourth revised edition, UNITED NATIONS, (New York and Geneva, 2003) にそれぞれ適合したものに限る。）として製造又は輸入する場合

ケ ク以外のリチウムイオン蓄電池であって、平成23年11月19日以前に製造・輸入された機器の交換用のもの（電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）別表第九（3（11）及び（12）を除く。）に規定する技術上の基準に適合したものに限る。この場合において携帯電子機器用のリチウムイオン蓄電池以外のリチウムイオン蓄電池に係る別表第九附表第一表1及び表2の適用については、附則別表第一及び附則別表第二に掲げる試験条件を適用することができ、携帯電子機器用のリチウムイオン蓄電池に係る別表第九附表第一表1及び表2（別表第九3（1）、（4）及び（5）に係るものを除く。）の適用については、附則別表第一及び附則別表第二に掲げる試験条件を適用することができる。）として製造又は輸入する場合

コ アからケまでに掲げるもののほか、特定用途に供せられるものと特に認められる場合
(2) 施行規則第17条第2項の規定による略称の承認

施行規則第17条第2項の規定による略称の承認に係る基準は、次のとおりとする。

ア 申請された略称が、他の届出事業者が届け出た登録商標（電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令（平成13年経済産業省令第20号）による改正前の電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）第24条第2項又は第24条の12第2項の規定によりなされた届出に係るものを含む。）と同一か類似していないこと。

イ 申請者の氏名又は名称が、申請された略称と同一の略称を有する他の者の氏名若しく

は名称と同一である場合を除き、他の届出事業者の氏名若しくは名称又は既に承認された略称（電気用品安全法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気用品取締法施行規則第24条第2項又は第24条の12第2項の規定によりなされた承認に係るものを含む。）と同一のものでないこと。

ウ 申請された略称が、国内登録検査機関又は外国登録検査機関の氏名又は名称と同一のものでないこと。

エ 申請された略称は、名称を簡潔に省略したもので、その略称により容易にその名称が察知できること。単なる図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合でないもの。

2. その他

法第9条第1項の規定による国内登録検査機関及び外国登録検査機関の登録（法第32条の規定による国内登録検査機関及び外国登録検査機関の登録の更新を含む。）については、法第31条第1項に登録の基準が規定されており、さらに具体的な審査の基準を作成することは困難であるため、審査基準は作成しない。

第2 不利益処分の基準分

(1) 法第11条の規定による届出事業者に対する改善命令

法第11条の規定による届出事業者に対する改善命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。

(2) 法第12条の規定による届出事業者に対する表示の禁止

法第12条の規定による届出事業者に対する表示の禁止については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

(3) 法第40条の規定による国内登録検査機関に対する適合命令

法第40条の規定による国内登録検査機関に対する適合命令については、同条に該当していることを処分の基準とする。

(4) 法第40条の2の規定による国内登録検査機関に対する改善命令（法第52条第1項の申請があった場合に同条第2項により行う場合を含む。）

法第40条の2の規定による国内登録検査機関に対する改善命令については、同条に処分の基準が定められているが、法第33条中「正当な理由」とは、天災により設備が破損していること、所定の検査料金の支払いがないこと等をいい、同条第2項中「公正に」とは、検査の料金、検査の順序等について不当な差別的取扱いがないこと等をいう。

(5) 法第41条の規定による国内登録検査機関の登録の取消し等

法第41条の規定による国内登録検査機関の登録の取消し等については、同条各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

なお、同条第2号中、法第33条の規定については、上記（4）の解釈を準用する。

(6) 法第42条の4第1項の規定による外国登録検査機関の登録の取消し

法第42条の4第1項の規定による外国登録検査機関の登録の取消しについては、同項各号のいずれかに該当していることを処分の基準とする。

なお、同条第2号中、法第33条の規定については、上記（4）の解釈を準用する。

(7) 法第42条の5の規定による届出事業者等に対する危険等防止命令

法第42条の5の規定による届出事業者等に対する危険等防止命令については、同条に処分の基準が定められているが、「当該危険又は障害の拡大を防止するため特に必要があると認められる場合」とは、例えば、技術基準に適合しない電気用品が販売されること等により、当該電気用品の製造工程の改善を命ずること等ではそのような事故が不特定多数の者に発生することを防止できず、当該製品の回収を命ずること等の対応が必要であると認められる場合をいう。

(8) 法第46条の2第1項の規定による製造事業者等に対する電気用品の提出

法第46条の2第1項の規定による製造事業者等に対する電気用品の提出については、同項に処分の基準が定められているが、「その所在の場所において検査をさせることが著しく困難である」とは、その場所に検査設備がない場合、検査に長時間を必要とする場合、検査設備が大規模又は精密なものであるためその場所に搬入することが困難である場合等をいう。